

地域共生社会の実現に向けた 地域福祉計画の策定・改定の 8つのポイント

<地域共生社会が必要とされる背景>

◆ 人々が暮らしていく上での課題が複雑化・複合化しています

高齢の親と無職独身や障害がある 50 代の子が同居することによる問題（8050 問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています

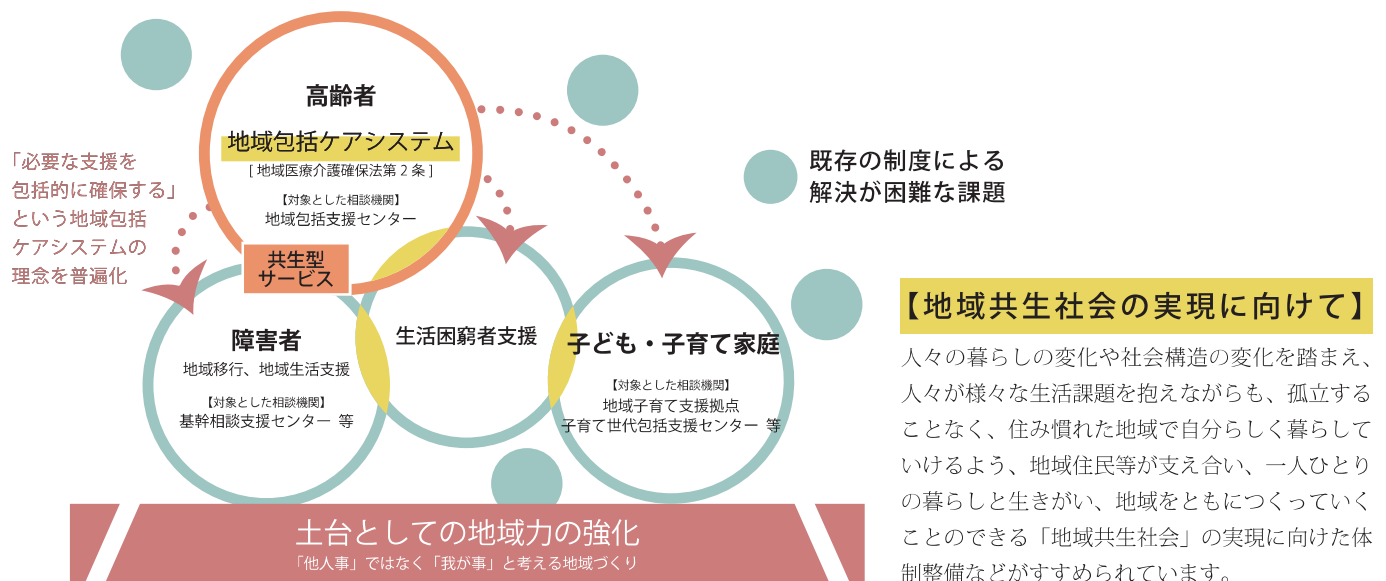
これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

◆ 少子高齢・人口減少社会が到来し、地域の持続可能性が脅かされています

人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

この社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場における支え合いの基盤が弱まるなか、暮らしにおける人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

◆ 地域包括ケアシステムの理念を他の福祉分野へ！



本冊子は、地域共生社会の実現に向けて、改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の策定および改定のためのポイントを紹介し、沖縄県内の自治体職員に活用いただくことを目指して取りまとめました。

2. 計画策定の意義と期待できる効果

計画に盛り込む5つの事項

- 改正社会福祉法では、「地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画」として地域福祉計画を位置付けています。(法第107条)

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（第1号）
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（第2号）
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（第3号）
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（第4号）
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項（第5号）

- 1 については、各種の福祉計画等のいわば「上位計画」（あるいは「基盤となる計画」）として地域福祉計画を位置付けることを意味します。
- 5 の包括的な支援体制の整備に関する取り組みは、1～4に関連する施策・取り組み等が体系的に整理されたものであり、一体的かつ効果的な地域福祉の展開につながるものであると考えられます。

計画策定の意義

- 地域福祉（コミュニティワーク）の展開は
 - ① 目指す地域の姿を明確に定め
【タスクゴール】
 - ② 課題解決に向けた住民等の参加による地域力の強化を行い
【プロセスゴール】
 - ③ 関係機関相互の信頼や関係性の構築につなげる
【リレーションシップゴール】ものです。
- 計画策定は自治体や事務局を担う職員にとっての地域福祉実践そのものであると言えるのです。

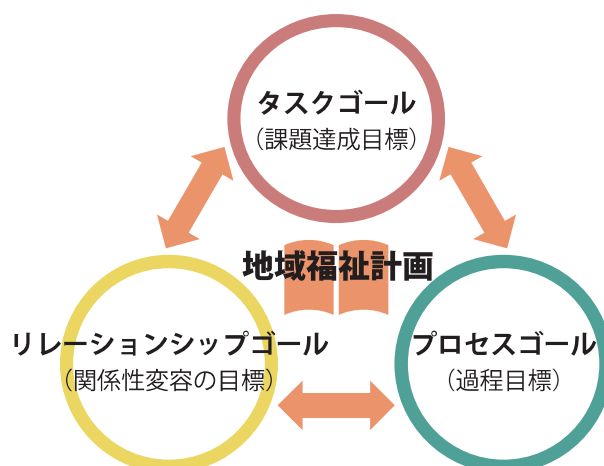


図) コミュニティワークに関する3つのゴール（評価）

計画の策定により期待できる効果

- 生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職や所属機関、福祉委員や町内会などで役割を持つ一部の住民だけではなく、全ての住民を「地域福祉の担い手」として明確に位置付けることができ、**地域福祉の推進力が高まる！**
- 各種社会資源の関係性や役割が整理され、各々が役割と責任を果たすことで、**地域生活課題に“One Team”で取り組める！**
- 計画策定時に行う住民ワークショップが基になり、地域課題について住民等が検討する「話し合いの場」が持たれるようになり、**地域福祉向上への取り組みが加速する！**
- 地域生活課題等の情報共有により、多様な主体との対話を通して地域福祉のあり方や事業の方向性を決定していく、住民自治や**地域福祉ガバナンスが構築できる！**
- 市町村域での連携・協働の仕組みづくりとともに、達成すべき目標が設定されることで、地域福祉に係る**予算の根拠や財源確保の必要性を示すことができる！**

3. 策定・改正のプロセス

ポイント1 策定前の調整力！

- 地域福祉計画は分野別計画などの「上位計画」として位置付けられるため、行政庁内における横断的な調整が不可欠です。**【内部調整】**
- 社会福祉協議会の地域福祉活動計画や民生委員協議会の強化方策、更には社会福祉法人の公益的な活動など、地域では様々な取り組みが計画化されているため、地域における社会資源との調整も求められます。**【外部調整】**

ポイント2 策定を通じた住民参加！

- 下図の各フェーズにおいては、地域住民等の参画を進め、協議の場を重ねるプロセスが重要です。このプロセスが計画策定の意義を高めるものになります。

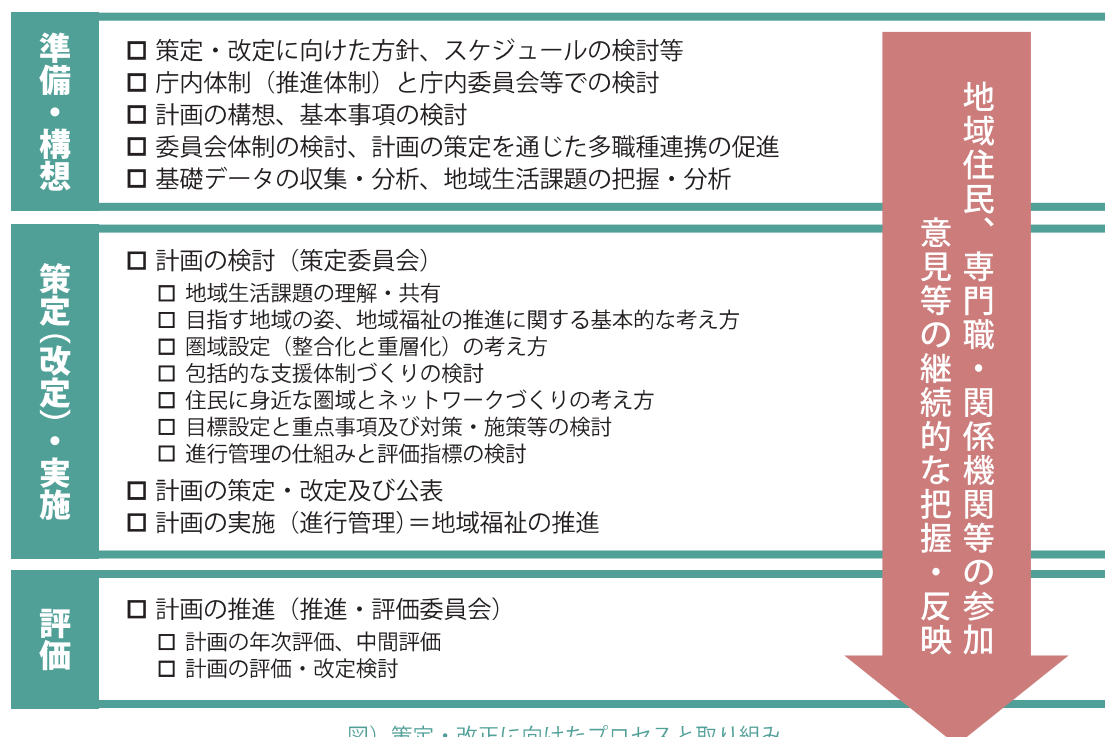


図) 策定・改正に向けたプロセスと取り組み

- 住民参加による策定は、地域福祉に対する住民の関わりを住民自らが直接捉えることができるため、その後の地域福祉事業への更なる参加や地域活動へのモチベーションにつながります。

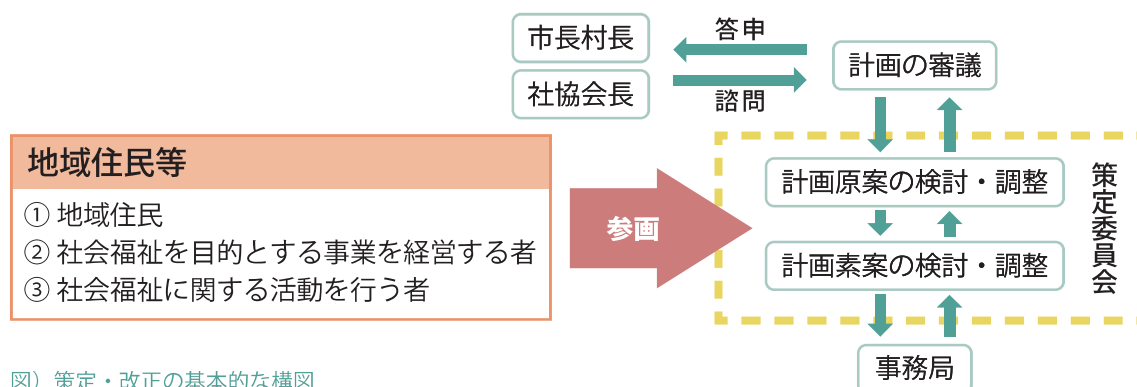


図) 策定・改正の基本的な構図

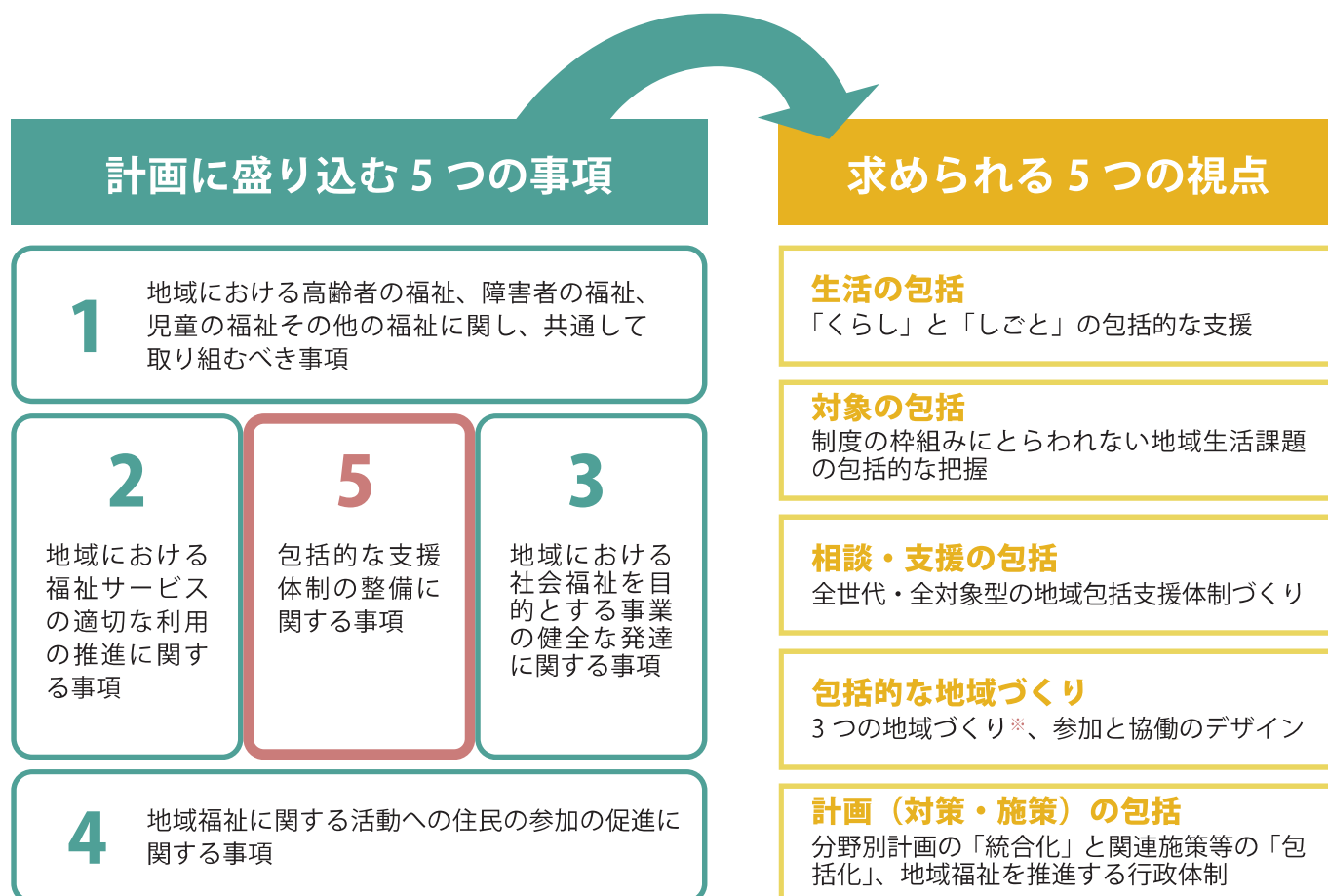
ポイント3 外部委託も OK！

- 計画の策定を外部委託することもできますが、企画・立案等の計画の根幹に関する事項は、庁内の推進体制において実施することを推奨します。また、各自治体の地域の実態や地域生活課題、地域における社会資源の状態などが異なることを認識し、地域住民等と共に築き上げる「協働の姿勢」を大切にされたプロセスが重要です。

4. 計画に盛り込む事項と視点

計画に求められる5つの視点

- 法改正の背景には、生活課題の複雑化・複合化や少子高齢・人口減少社会の到来など、人々の暮らしや社会構造の変化があります。様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を市町村がどの様に具現化していくのが問われています。
- 地域特性や今後の地域の変容を考慮するとともに、より現実的かつ持続的な社会福祉事業の基盤づくりに向けた5つの視点が重要になっています。



※ 3つの地域づくり

- ① まちづくりに広がる地域づくり
- ② 共生の文化に広がる地域づくり
- ③ 一人ひとりを支えることができる地域づくり

沖縄県内の状況をふまえた計画に向けて

- 沖縄県では、合計特殊出生率や総人口に占める子どもの割合が全国1位の若者の多い県ですが、2025年には県民の1/4人が、2045年には県民の3/10人が高齢者となる高齢社会の到来を迎えます。
- 子どもの貧困、虐待の相談件数も増加傾向にあり、ニート、非正規雇用率、年収200万円以下の給与所得者の割合は、共に全国で最も高い値となっており、複合的な課題を抱える県民も多く存在しています。
- 地域を基盤とした活動を行う民生委員児童委員の充足率は全国最下位。家族形態の変化、人口の都市集中、人口の流入や流出、自治会加入率の低下などにより、各種の地域活動の担い手の確保・育成が困難になることや、地域で課題を抱える住民が見えづらくなることが懸念されています。

5. 沖縄県内の地域福祉計画策定状況

① 計画の策定状況

- 2019年度の沖縄県調査より、県内41市町村の地域福祉計画策定状況が明らかとなりました。地域福祉計画を「策定済み」が23市町村(56.1%)であり、全国自治体の「策定済み」75.6%と比較して19.5ポイントの差があります。また、人口一万人未満自治体の策定率は、県内で27.8%(18町村のうち5町村)であり、全国の人口一万人未満自治体の54.2%と比較して26.4ポイントの差があることがわかりました。

	策定済み	策定予定	策定未定
沖縄県全体 (41) (2019年12月1日時点)	23(56.1%)	4(9.8%)	14(34.1%)
市 (11)	11(100%)	0(0%)	0(0%)
町村 (30)	12(40.0%)	4(13.3%)	14(46.7%)
内人口一万人未満町村 (18)	5(27.8%)	2(11.1%)	11(61.0%)
全国 (1,741) (2018年4月1日時点)	1,316(75.6%)	145(8.3%)	280(16.1%)
内人口一万人未満町村 (511)	277(54.2%)	65(12.7%)	169(33.1%)

※策定済み(改定済み)市町村(19自治体)：那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、宜野座村※、金武町、読谷村、北中城町、南風原町、伊是名村※、久米島町※、八重瀬町

※策定済み(未改定)町村(4自治体)：嘉手納町、伊江村※、中城村、与那国町※(2019年度改定予定)

※未策定(策定予定)町村(4自治体)：国頭村※、恩納村、北谷町、北大東村※

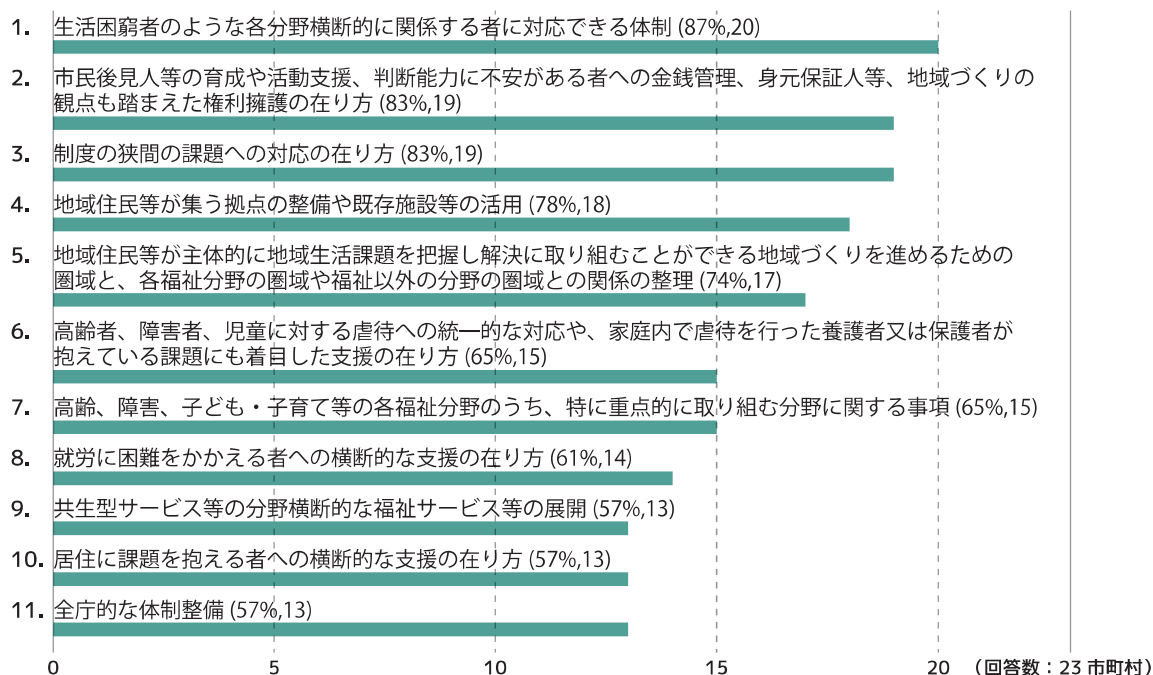
※策定未定町村(14自治体)：大宜味村※、東村※、今帰仁村※、本部町、西原町、与那原町、渡嘉敷村※、座間味村※、粟国村※、渡名喜村※、南大東村※、伊平屋村※、多良間村※、竹富村※

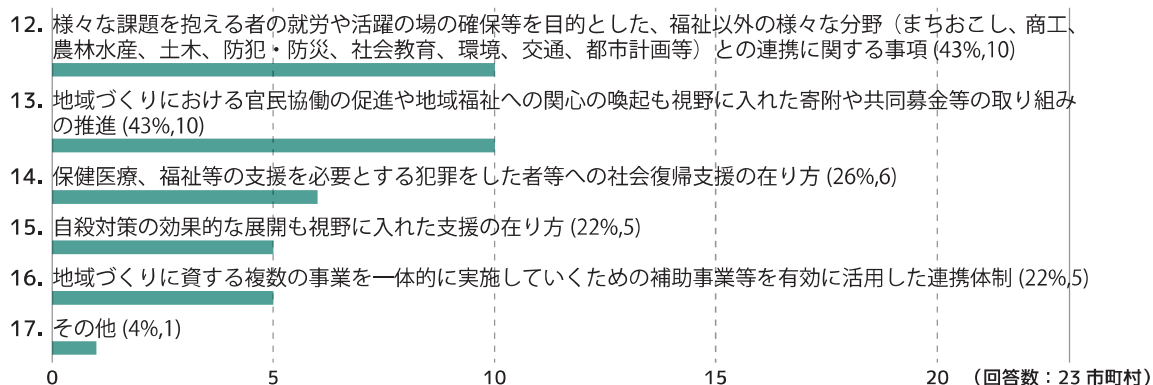
(※印 人口一万人未満)

② 社会福祉法第107条第1項各号の記載状況(条文は3ページ参照)

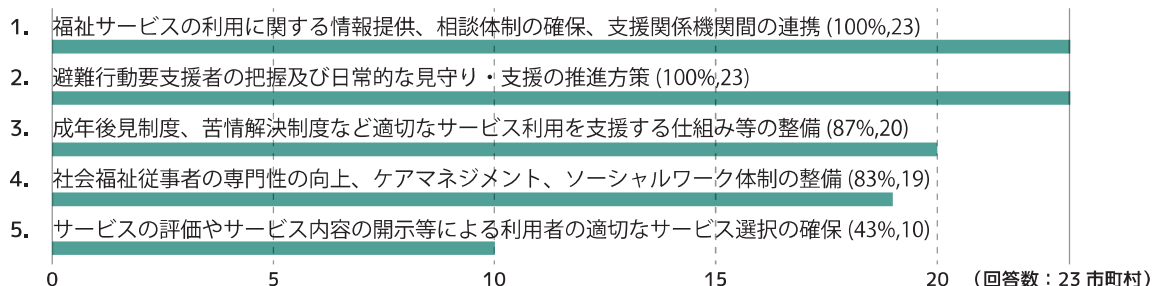
- 県内の計画策定済み23自治体における、社会福祉法第107条第1項各号に掲げられている5つの計画策定事項の反映状況は以下のとおりです。生活困窮者自立支援法や災害対策基本法、成年後見制度に関連する事項については、多くの自治体で記載されています。

① 各種の福祉計画等において、共通して取り組むために定めている事項

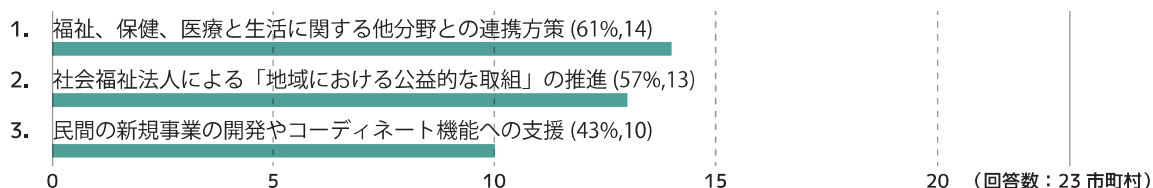




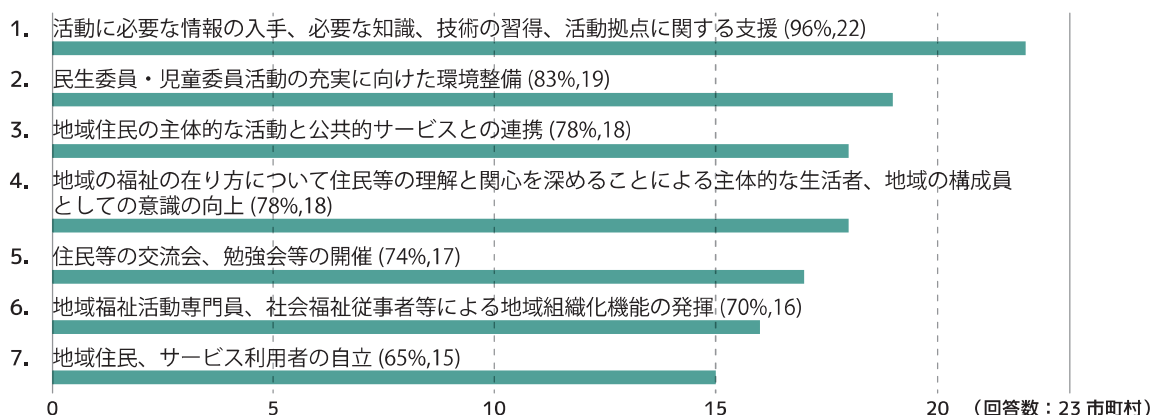
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項



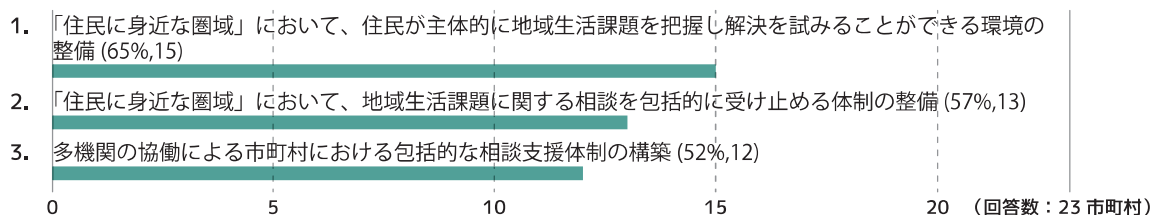
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項



④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進のために定めている事項



⑤ 包括的な支援体制の整備のために定めている事項



6. 県内4市町村の取り組み概要

- 本冊子の策定にあたり、地域福祉計画策定済み市町村の中から、「那覇市」「南風原町」「中城村」「伊江村」の4市町村に対してヒアリングを実施し、取り組みの概要（特徴・成果等）を次の通りまとめました。

那覇市



策定：2019年3月 **計画期間：**2019年度～2023年度
策定に要した期間：22か月

- 名称** 第4次那覇市地域福祉計画「赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち～支え合い あんしん育む ゆいまーる～」
- 特徴**
- ①那覇市社協の第2次那覇市地域福祉活動計画と一体となった計画
 - ②取り組む事業ごとに数値目標と実施期間を定めているほか、「自助」「互助」「社協」「市」の役割が明記されている
 - ③福祉人材の育成や福祉理念の醸成に向け、福祉教育実践や社会福祉実習生の受け入れ、地域人材の掘り起こしに関する取り組みが明記されている

成果

- ①福祉活動を実践していく圏域を設定し、小学校区のコミュニティの考え方を明確にすることができた。
- ②社協との役割分担だけでなく、庁内の担当部局も明記することで、計画を推進する体制を構築できた。
- ③予算・財源の確保のための根拠となっている。

南風原町



策定：2019年3月 **計画期間：**2019年度～2023年度
策定に要した期間：7か月

- 名称** 第2次南風原町地域福祉計画・第5次南風原町地域福祉活動計画「ちむぐるプラン～ちむぐるで笑顔あふれる福祉のまち南風原～」
- 特徴**
- ①南風原町社協の第5次南風原町地域福祉活動計画と一体となった計画であり、策定委員には公募の委員も含まれている
 - ②行政が取り組む事業については、実施主体となる担当課（教育部局含む）が明記されている
 - ③計画策定前年には住民向けの福祉関連映画の上映会を開催し、上映会参加者に対し住民会議等への参加を呼びかける等、地域づくりへの動機づけを高めている
 - ④計画内7つの取組に対し、行政や社協だけでなく住民等に期待する12項目の具体的な内容が記載されている

成果

- ①住民との会議を11回開催し、進行などは役場と社協が協同で行うことで住民との信頼関係の構築につながった。
- ②福祉関係の4つの行政計画の策定にコンサルと効果的に連携して取り組んだことで、計画間の連動性が保たれた。
- ③町の地域の現状と未来について、住民・社協・関係課により多様な視点で議論を重ねることで、南風原らしい計画となった。

中城村



策定：2018年3月 計画期間：2017年度～2021年度
策定に要した期間：10か月

- 名称** 中城村地域福祉推進計画「とよむ福祉プラン～手を取り互いを思いやる やさしい村 とよむ中城」
- 特徴**
- ①中城村社協の地域福祉活動計画と一体となった計画であり、策定委員には公募の委員も含まれている
 - ②保健・福祉分野の個別計画に加え、生活関連分野（防災、住宅、交通等）の諸計画や教育・文化関連分野、男女共同参画等の諸計画との連携が位置づけられている
 - ③行政内における関係課との連携に加え、村民・役場職員・社協職員で構成した「地域福祉懇談会」が策定委員会に提言するプロセスを経て策定された

成果

- ①地域の実情・取組・目標が数値化・明文化されたことで、役場職員と社協職員の間で共通認識を持つことができ、意思統一ができた。（社協の役割を明確化できたことは本計画があつてこそ）
- ②各分野個別の計画を束ねる上位計画として策定できたことで、行政としての一貫した取り組みが可能となった。
- ③施策を立案し、実行していく上での根拠となり、住民や議会等への説明がしやすくなった。

伊江村



策定：2019年3月 計画期間：2019年度～2023年度
策定に要した期間：17か月

- 名称** 伊江村地域福祉推進プラン「お互いさまで、誰もが安心していきいきと暮らせるむらづくり」（伊江村地域福祉計画、伊江村地域福祉活動計画）
- 特徴**
- ①伊江村社協の地域福祉活動計画と一体となった計画
 - ②取り組む事業ごとに数値目標を定めているほか、「村民」「地域」「社協」「村」の役割を明記
 - ③計画の評価は、上位計画となる「伊江村第4次総合計画」や地域の振興に資する計画である「伊江村まち・ひと・しごと・創生人口ビジョン・総合戦略」との整合性が図られている

成果

- ①当たり前に行われている支え合いを、仕組みとして維持、推進していくため地域福祉計画を策定した。
- ②島の資源で足りないことを補う島外資源の調整について、役場として一体的に位置づけ、推進することにつながった。
- ③各主体の役割が明文化されたことにより、関係機関、特に社協との連携をしやすくなった。

次ページ

4市町村の計画から見えた「記載内容・実践のヒント」

- これら4自治体の計画策定プロセスや記載内容には“計画に求められる5つの視点（P5参照）”につながるヒントが多く見受けられます。次ページからは各自治体の計画に記載されている具体的な内容を5つの視点ごとに整理しました。

7. 記載内容・実践のヒント

① すむ と はたらく を一体化した計画 ～たすけあうことが当たり前な村づくり～

伊江村

住民の声を大切にした策定プロセス

求められる5つの視点

生活の包括
「くらし」と「しごと」の包括的な支援

対象の包括

相談・支援の包括

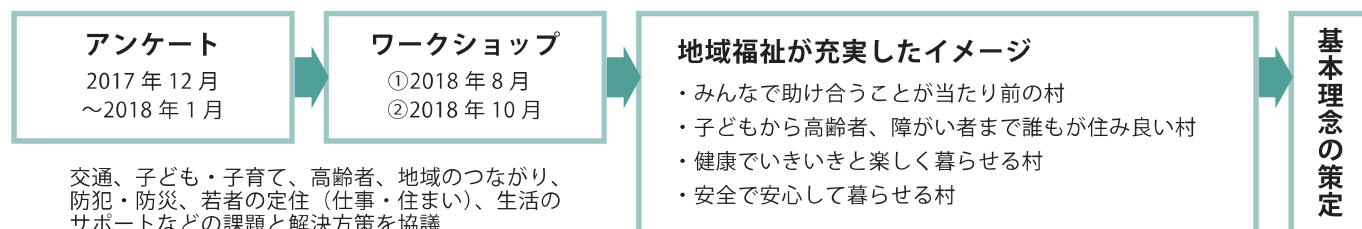
包括的な地域づくり

計画（対策・施策）の包括

伊江村では、20 歳以上 70 歳未満の男女のうち、年齢や居住地を考慮した 1,100 人に対する村民意識調査（アンケート）とアンケート結果を踏まえて開催した2回の村民ワークショップを通し、住民参加型の地域福祉計画を策定しています。

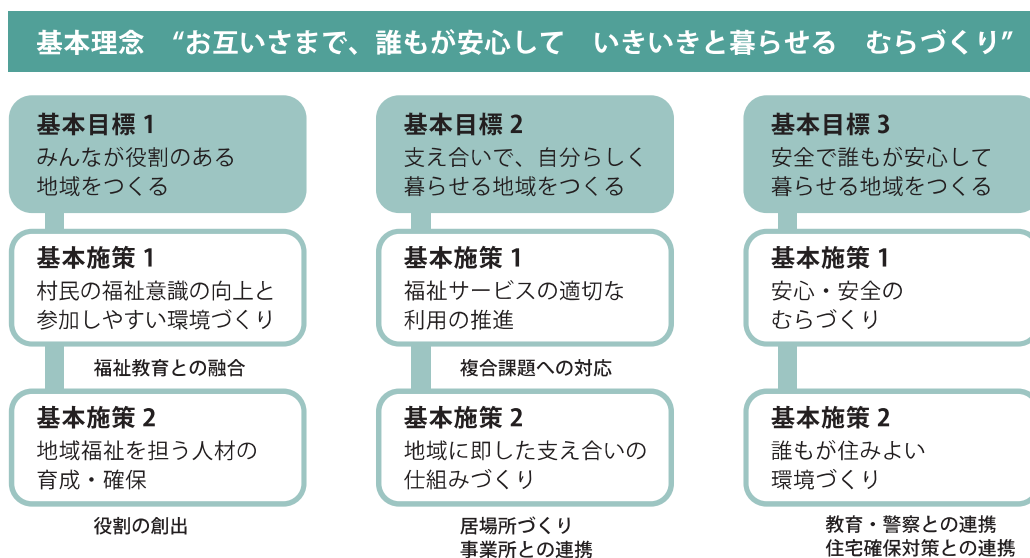
村民ワークショップでは、福祉課題の解決に向けて「若い人が定住できる環境の整備」が重要であるとされ、仕事や住まい、子育て環境等への取組も検討されました。

こうした検討の他、「地域福祉が充実したイメージ」を具体的な表現で整理し、基本理念を策定しています。



図）伊江村地域福祉計画の策定プロセス（概略）

他部局を含めた既存施策との連携



図）伊江村地域福祉計画における施策の体系（概略）

課題への取り組みを評価するための工夫

計画の進行と管理体制については以下のとおり記載されており、計画策定のプロセスを踏まえた「くらし」と「しごと」との連動性が担保されています。

『上位計画である「伊江村第4次総合計画」や地域の振興に資する計画である「伊江村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との整合性を踏まえた評価の在り方についても検討を行います。』

② プラットフォームを中心に据えた計画 ～ゆんたくを超えた新たなつながりの場～

南風原町

機能が異なる3層の圏域設定



南風原町では、前期計画において構築した3層からなる福祉圏域において、更なる地域福祉活動が展開されるよう、各福祉圏域における取り組みの強化を中心に据えた地域福祉計画を策定しています。

求められる5つの視点

生活の包括

対象の包括

制度の枠組みにとらわれない地域生活課題の包括的な把握

相談・支援の包括

包括的な地域づくり

計画(対策・施策)の包括

誰もが参加・相談できるプラットフォーム

第1層は町全域とし、住民のつながりの機会づくりを積極的に支援するほか、自治会等の地域にとらわれない、新たなつながりの場である「地域福祉プラットフォーム」を第2層に定め、住民生活に身近な小地域(字・自治会)を第3層としています。

住民が日常生活の中で発見した様々な地域生活課題を身近な第3層につなげ、解決を図るだけでなく、時として地域にとらわれない第2層につなげ、地域の社会資源と共に解決を講じることも可能になり、地域で包括した地域生活課題の把握・共有と解決に向けた地域福祉実践が展開されます。

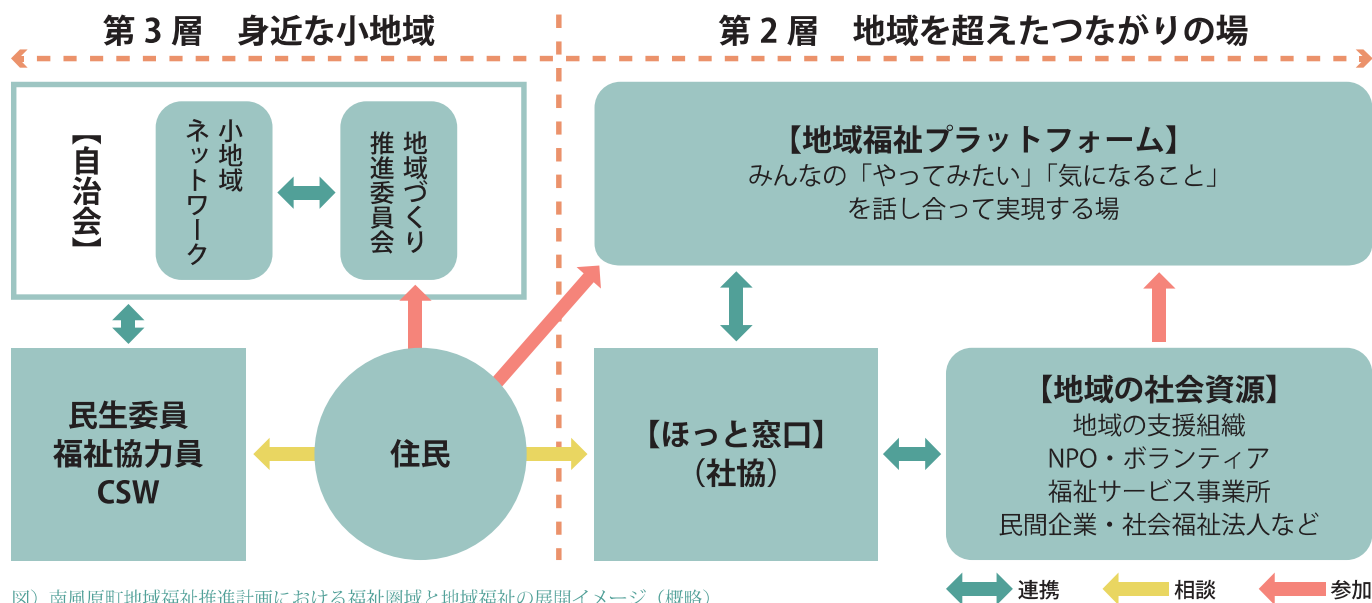


図) 南風原町地域福祉推進計画における福祉圏域と地域福祉の展開イメージ(概略)

課題を抱えた住民の状況に配慮した相談体制

住民に身近な圏域において住民自らが地域生活課題を発見し、適切な支援につなげるためには、多様な相談支援体制の構築と各種の支援情報の発信が重要になります。南風原町地域福祉計画では相談窓口の設置の他、窓口で相談しづらい住民からの電話やメールでの相談の受付、アウトリーチ型の訪問支援を行うことが明文化されています。

- 更に、相談への対応方法については、『各種の分野別相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を推進します。』と記載されています。

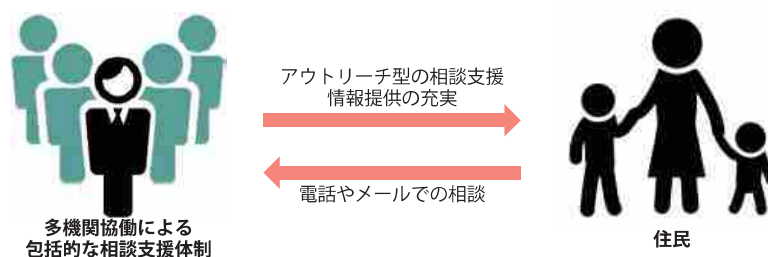


図) 南風原町地域福祉推進計画における多様な相談支援と包括的な相談支援体制(概略)

7. 記載内容・実践のヒント

③ だれもが どこでも 支えあえる計画 ～チャーびらさいからはじまる支援～

那覇市

共に生きる社会づくりを目指した計画

求められる5つの視点

生活の包括

対象の包括

相談・支援の包括

全世代・全対象型の地域包括支援体制づくり

包括的な地域づくり

計画(対策・施策)の包括



那覇市では地域福祉計画の重要な視点を次のように示し、(1) 圏域の明確化、(2) 圏域での支えあいのあり方、(3) 横断的連携体制の構築、(4) PDCA サイクルによる計画の推進の4点を重点的な取組として掲げています。

地域福祉計画では、違いや多様性を認め合う住民意識と相互の支え合いが土台となります。貧困や職を失った人、障がいをもつ人、性的マイノリティ、複合的な困難を抱える人など、社会的に排除するのではなく、共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）という視点が重要となります。

住民の主体性を高めるための圏域設定

重点的な取り組みの中の「圏域の明確化」においては、『市民が地域課題を他人事ではなく「我が事」（自分ごと）として認識し、課題解決に向け行政や様々な団体等と連携しながら、主体的に福祉活動を実践していく』こととされており、各圏域における福祉力強化を目指した取り組みとなっています。

相談・支援体制の包括化～圏域を越えた支援体制～

「複合的な困難を課題を抱える人に対する支援」については、『那覇市地域包括ケアシステム庁内推進会議を通じて、全市民を対象とした庁内の横断的連携体制の構築を図ります』とその取り組みを定めています。

また、潜在的な地域課題を見つけ、適切なサービスにつなげる取り組みを強化するため、「事業者の社会貢献活動の促進」を取り組み項目に掲げ、『市内の家庭を業務で訪問する各種事業者と協定を挙げるとともに、各課相談窓口の連携強化など、見守りチャーびら隊等を充実します』と記載しています。

このほか、「居住に課題を抱える世帯への支援」を取り組み項目に掲げるなど、世代や対象を固定しない支援の仕組みが定められています。

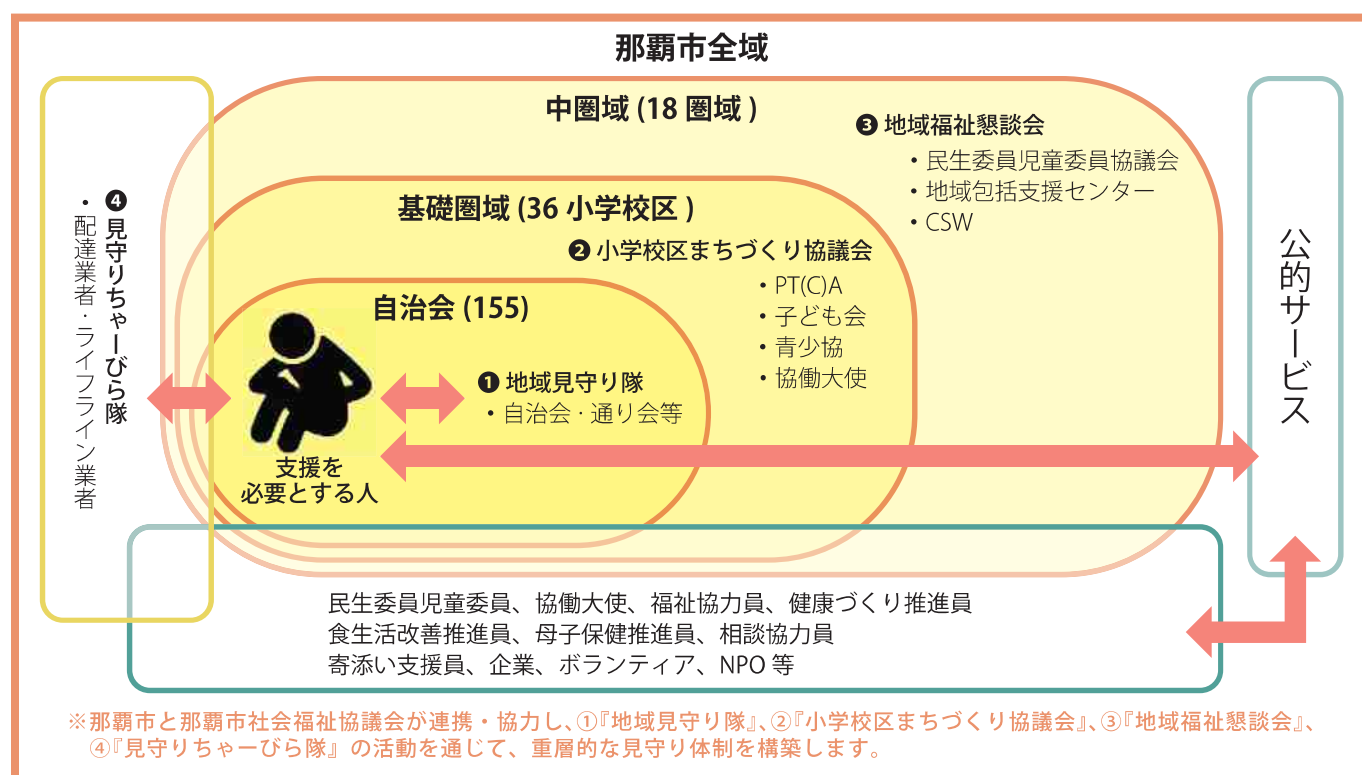


図) 那覇市地域福祉計画・那覇市地域福祉活動計画における圏域での支えあいのあり方（概略）

④ 参加・共生・支え合いが織りなす計画 ～協働を生み出す人材の育成も大切に～

中城村

計画を実現させるための重点事項の設定



中城村では、以下の3つの重点事項（プラン）を定めるとともに、各事項を横断的に進めることで、地域の見守りネットワークの強化や地域活動の活性化につながるきっかけとしています。

各圏域で行われる地域福祉の推進に向けた活動は、これら3つの重点事項（プラン）によって強化されるとともに、住民の参加と多様な機関の協働を生み出すことによる、包括的な地域づくりに繋がっています。

求められる5つの視点

生活の包括

対象の包括

相談・支援の包括

包括的な地域づくり

3つの地域づくり、参加と協働のデザイン

計画（対策・施策）の包括

3つの重点事項（プラン）

参加の（まちづくりにつながる）デザイン 地域活動はじめてみませんかプラン

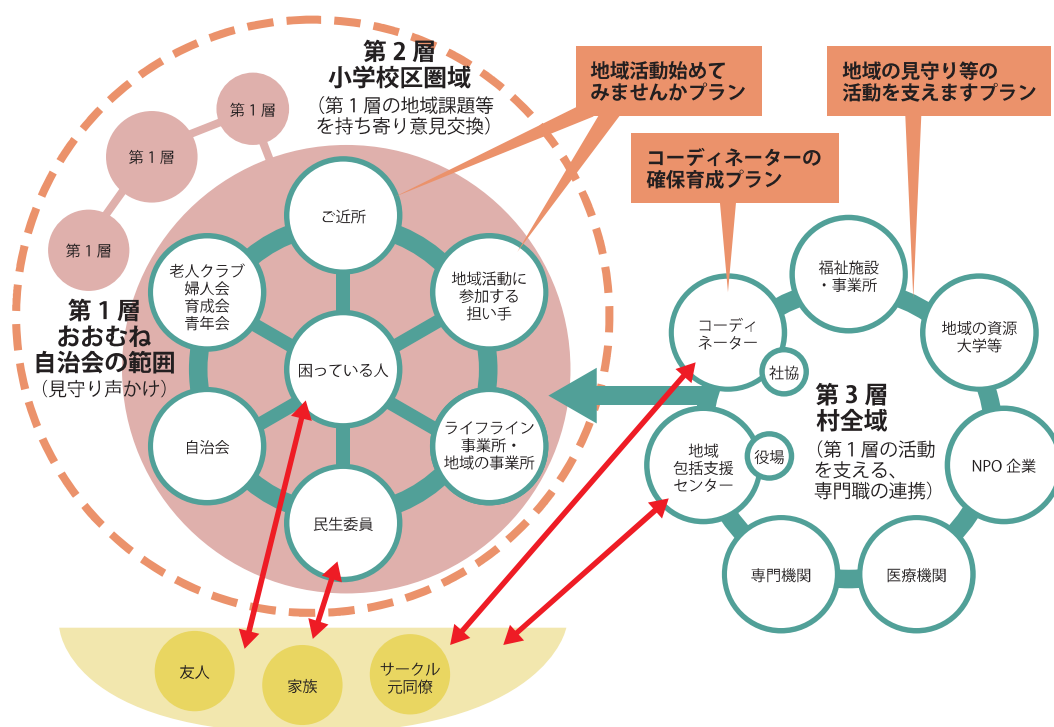
村民アンケート調査では福祉に関心があり、地域活動に参加してみたい村民も半数はいることから、介護や子育て、仕事の間でも活動できるような地域活動への参加など、ゆるやかな参加方法を検討します。

共生の文化に広がる地域づくり コーディネーターの確保育成プラン

地域や関係者と見守りながら困りごとを解決するために、共助・公助を組み合わせたり、専門機関との連携、地域人材や資源の掘り起こしなどを行うコーディネーターを確保します。コーディネーター配置後は、地域行事等に参加・交流しながら地域の特性やニーズをきめ細かく把握します。

一人ひとりを支えることができる地域づくり 地域の見守り等の活動を支えますプラン

地域だけでは対応しきれない複雑な問題等については、専門機関や掘り起こした地域資源等、様々な組織が連携しながら解決を目指すとともに、地域活動をサポートします。地域活動を支えるつながりの強化については、コーディネーターと連携しながら進めます。



図）中城村地域福祉推進計画における見守り・支え合いネットワークと重点的に取り組む事項の関係図（概略）

7. 記載内容・実践のヒント

⑤ 施策の連動性を担保した計画策定に向けて ～個別計画の統合化と関連施策の包括化～

施策の連動性を意識した計画の策定方法

本冊子作成にあたりヒアリングを行った4市町村では、庁内関係課が横断的に地域福祉の推進を検討・協議していました。

関連する計画との調和を図り、かつ福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して計画を策定するためには、福祉の各分野や防災等の幅広い施策の担当課と連携した計画策定体制を築くことが重要です。

求められる5つの視点

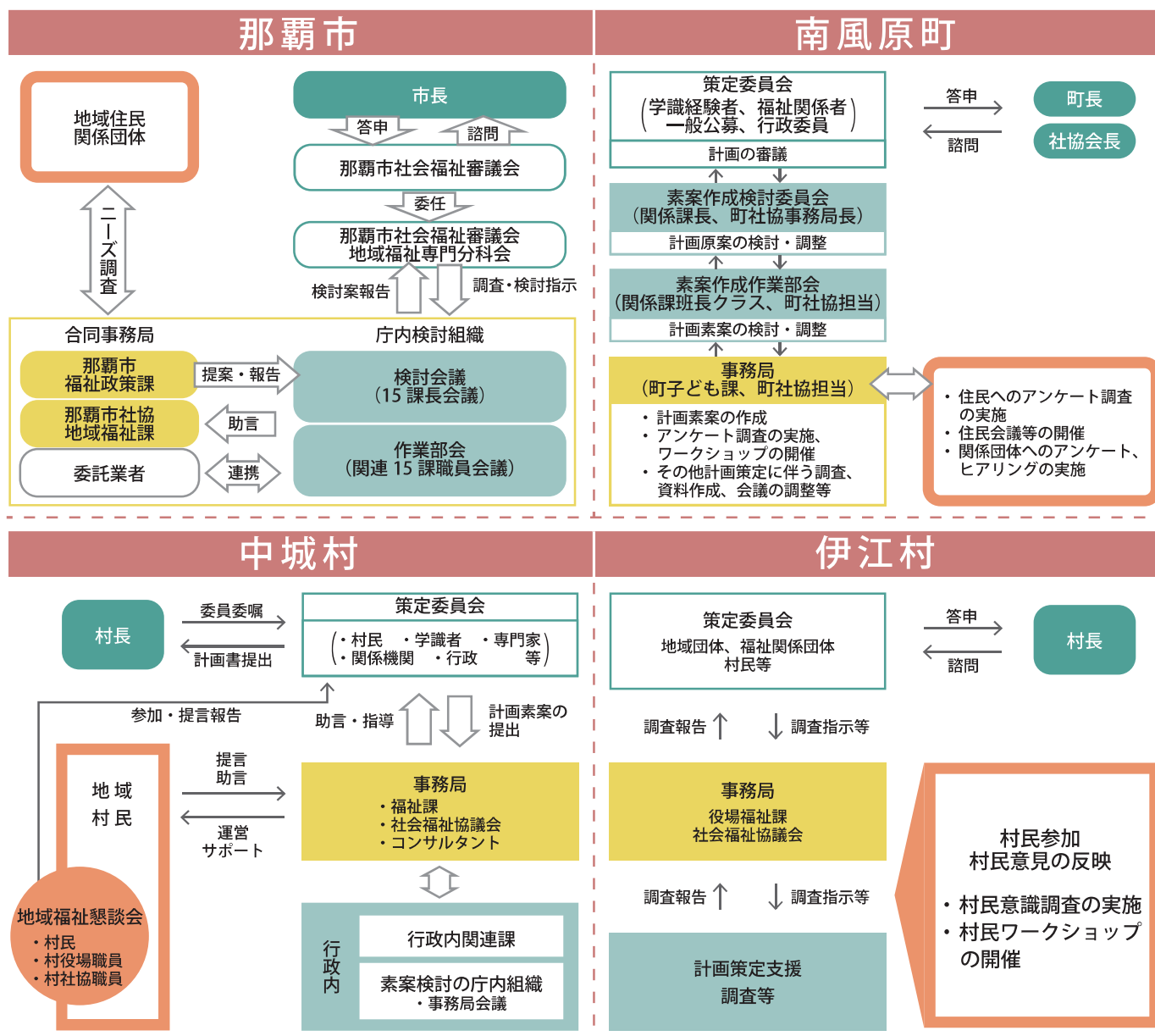
生活の包括

対象の包括

相談・支援の包括

包括的な地域づくり

計画（対策・施策）の包括
分野別計画の「統合化」と関連施策等の「包括化」、地域福祉を推進する行政体制



図）ヒアリング実施市町村の計画策定の体制（概略）

進捗管理や評価にも工夫を

施策の連動性を担保するためには、連携した各部署における評価や策定委員会等による外部評価を行うことが重要です。南風原町では庁内及び外部評価を合計で年3回実施しています。

8. 「住民の幸福感につながる地域福祉計画」

島 村 聡

沖縄大学 人文学部 福祉文化学科 准教授
沖縄大学地域研究所 所長



● なぜ、地域福祉計画を策定するのか

行政職員の中には、努力義務となったとはいえ、なぜ地域福祉計画を作成しなければならないのか疑問をお持ちの方が多いのではないだろうか？法的義務づけがある介護保険事業計画や障害福祉計画なら数値指標も明確であるのに、地域福祉計画はそうした指標はなく、策定事項が曖昧であり、ましてや地域との関係がある程度できているのに何のためにつくるのかわからないとお考えではないだろうか。過去に地域福祉計画の策定をした経験から、その頃の思いを振り返ってみたい。

● 制度運用以前の問題があった

皆さんの福祉現場は大変忙しくないだろうか。それにも関わらず、実際にサービスを利用している本人や家族からは不満の声が絶えない。職員は一生懸命に取り組んでいるし、事業所も決して評判は悪くなく、利用者も決して難癖をつけているわけでもない。なのに職員にも事業者にも利用者にも不満が溜まるのはなぜか。この3者の間をつなぐ何かが足りないと思い、彼らの声を改めて丁寧に拾い直してみた。結果、職員は「なぜこの制度があるのか考えたことがない」、事業者は「何のために支援をしているのかを見失っていた」、利用者は「サービスしか自分を支えてくれるものがない。」という。まさに、制度運用以前の問題を抱えたままの状況であった。

● 支援を上手に届ける

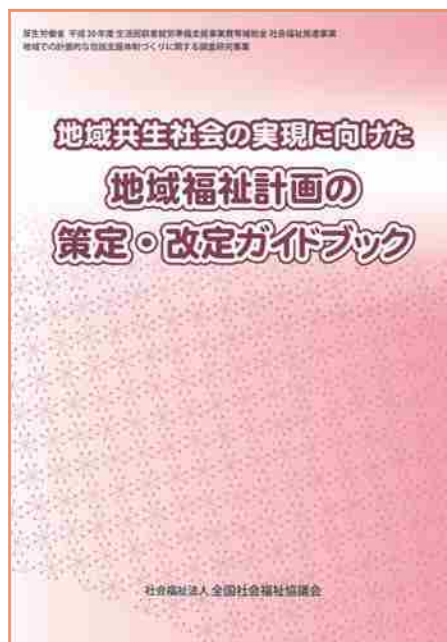
同じコストをかけてサービスを提供するにしても、誰が、どのような目的を持って、どのような方法で届けるかによってその価値が大きく変わる。しかし通例、行政の前向きな姿勢⇔事業所の意識向上⇔利用者の高い満足度という構図が出来ていないのではないか。そのために何をすべきかが、地域福祉計画にある「高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項」であり、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」や「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」ということではないか。

● 利用者を地域と繋ぐ

一方で、「サービスしか自分を支えてくれるものがない。」という利用者の声は深刻である。住民の中には困った人を支える活動に関心がある人がいるはずだ。しかし、その気持ちを実際の活動へとつなぐ方法を私たちは示していたのだろうか。地域で活躍したいと願う住民のための策が必要であるが、ただ、それは住民を福祉活動に動員しようというのではなく、住民が自ら何に取り組んだらよいのかを考えていくという主体性の高いものでなければ続くものではない。そこで、実際にご近所に入り込んで住民同士がそうした支え合いをどれだけ積み上げているものなのかを聴いて回り、社協のふれあいサロンと地域支え合い会議をセットしていった。これが「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」なのだろう。

● 住民の幸福感

振り返ってみると、制度運用を行う中から出てきた課題が地域福祉計画の事項に整理されていた。地域福祉計画が社会福祉法に規定されていなくても、上記のような動きはいずれ必要になる。多額の税金を使ったサービスだけで固めた支援が利用者（住民）の幸福感に繋がっているのか、そこから考えてみるのもよいのではないか。



参考

- ◆ 沖縄県地域福祉支援計画（平成28年3月）
- ◆ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック（社会福祉法人全国社会福祉協議会、平成31年3月）
- ◆ 改正社会福祉法
- ◆ 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年12月12日付 厚生労働省告示第355号）
- ◆ 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）（平成29年12月12日付 厚生労働省局長通知）

等

沖縄県内市町村における「地域福祉計画」策定支援業務 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定の8つのポイント

令和2（2020）年3月

発行 沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 行政棟 3 階（北側）
TEL098-866-2177 FAX098-866-2569